

議会改革調査特別委員会審査結果

☆ 開催日時 令和 6 年 4 月 26 日（金） 午前 10 時

☆ 会議室 桐生市役所 6 階 委員会室

☆ 協議事項	結 果
1 議会モニターについて	左記のとおり
議会モニターから出された意見（3 月分：2 件）への回答について、正副委員長案を配付し、修正意見等があれば 5 月 10 日までに正副委員長へ連絡することとした。	
軽微な修正であれば、正副委員長一任とし、正副議長にも確認いただいた後、桐生市議会の回答として、5 月中旬にホームページへ掲載することが了承された。	
2 議会報告会・意見交換会について	左記のとおり
今後の開催場所については、地域包括支援センターの 8 圏域を基に 4 つのエリアを設定し、こちらの 4 つのエリアで順番に開催することが了承された。	
8 月開催予定の議会報告会・意見交換会はエリア 3 の中で開催場所を決定し、その後、エリア 4、エリア 1、エリア 2 の順で開催していくことが了承された。	
会場は、議会報告会・意見交換会を開催する度に決定していくことが了承された。	
議会報告会について、審査結果は議会だよりに掲載されていること、議案の内容は議案参考資料を確認してもらうことを説明するのみの形に簡略化し、意見交換会の時間を確保することが了承された。	
意見交換会について、より一層活発な意見交換が行われるよう、議会だよりに掲載している一般質問の内容についての質問等も可能とし、その場合は、該当する議員が対応することが了承された。	
以上の 2 点については、5 月 22 日開催の議会報告会・意見交換会から変更していくことが了承された。	
3 政務活動費の手引きの見直しについて	左記のとおり
視察等で自家用車を使用した場合の費用は、レンタカーの考え方と同様に、「公共交通機関を利用することに比べて、時間や経済面等を総合的に判断して合理性が認められる場合に認める」ことが了承された。	
事故等に備えての保険は、本人が加入している保険で対応することとするが、車の所有者でない人が運転する場合は、あらかじめ日割りの自動車保険に加入することが了承された。	
日割りの自動車保険と日割りの旅行保険を政務活動費の対象として認めることが了承された。	
以上 3 点の変更点を「政務活動費の手引」に反映させることが了承された。	

4 その他	左記のとおり
なし	